

# 県土整備企業常任委員会提出資料

## 1 所管事項

- (1) 採択された請願の処理経過について
  - 【「入札及び契約制度の改善について」(測量設計業協会)】 . . . . . 1
- (2) 平成 21 年度包括外部監査結果に対する対応結果 . . . . . 3
- (3) 道路整備方針について . . . . . 23
- (4) 審議会等の審議状況 . . . . . 27

平成 23 年 3 月 9 日

県 土 整 備 部

## 採択された請願の処理経過について

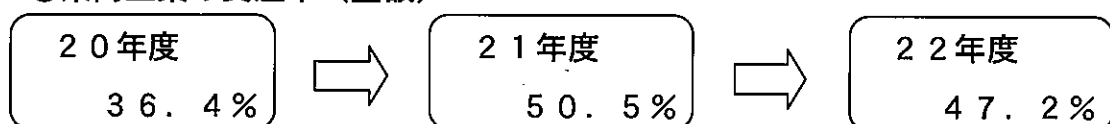
### 「入札及び契約制度の改善について」 (三重県測量設計業協会)

#### 1 設計業務の県外企業発注量の縮小

設計業務にかかる発注基準において、県内企業が受注しやすいように配置技術者の資格要件を一部緩和する（平成21年4月）など、引き続き県内企業への受注機会の拡大に努めています。

##### 【改正の効果】

○県内企業の受注率（金額）



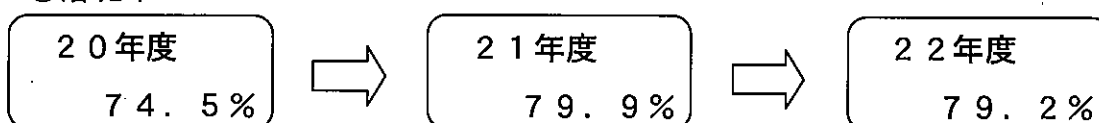
\*第3四半期まで

#### 2 最低制限価格の引き上げ

算定式を改定し、最低制限価格を引き上げました。（平成21年4月）

##### 【改正の効果】

○落札率



\*第3四半期まで

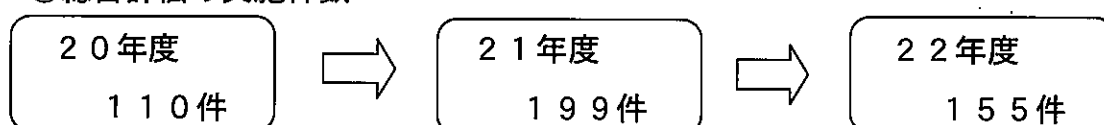
#### 3 県内企業を対象にした「総合評価方式」による発注の早期全面実施

業務の難易度が「標準」以上で予定価格500万円以上のすべての設計業務について総合評価の対象としました。（平成21年4月）

さらに、平成23年4月から予定価格300万円以上500万円未満の概略・予備・基本設計などの業務についても総合評価方式を適用します。

##### 【改正の効果】

○総合評価の実施件数



\*第3四半期まで



## 平成21年度 包括外部監査結果に対する対応結果

### 1 包括外部監査のテーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行

### 2 県土整備部における監査対象施設及び監査報告数

施設名	結果	意見	合計
三重県流域下水道施設	2	6	8
三重県営都市公園 北勢中央公園	0	8	8
三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森	3	7	10
三重県営都市公園 亀山サンシャインパーク	0	5	5
三重県営都市公園 大仏山公園	3	6	9
三重県営都市公園 熊野灘臨海公園	2	1	3
三重県営住宅・三重県特定公共賃貸住宅	1	3	4
合計（7施設）	11	36	47

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

### 3 監査結果の概要及び対応結果

#### (1) 三重県流域下水道施設

##### ア. 使用不能な県有備品にかかる手続について

◎概要： 動作不良等により既に使用されていない固定資産（県貸与備品）について、県における除却手続等の適切な対応がとられることなく指定管理者で保管されていた。

◎対応結果： 平成21年度末までに処分等の手続を行いました。平成22年度以降は不用となった時点で、速やかな手続を行うこととしました。

##### イ. 南部浄化センターの薬品管理簿の整備状況について

◎概要： 指定管理者において、同種の薬品について古い帳簿から新しい帳簿への引継ぎが適切に行われていなかった。

◎対応結果： 指摘後、直ちに指定管理者において新しい帳簿に適切な引継ぎ手続を行いました。

#### (2) 三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森

##### ア. 領収書の但し書き欄の記載について

◎概要： 指定管理者の発行した多くの領収書において但し書き欄が空白になっていた。

◎対応結果： 指定管理者において、領収書の但し書きを適切に記入することとしました。

##### イ. 県有備品の管理について

◎概要： 指定管理者において、県からの貸与物品の一部について現物と貸与リストとの照合ができていなかった。

◎対応結果： 指定管理者において、貸与物品全件について現物と貸与リストとの照合を毎年実施し、確認した証跡を記録に残すこととしました。

#### ウ. 指定管理料の支払い遅延について

◎概要： 平成20年度の指定管理料が、県から指定管理者に協定書どおり四半期ごとに支払われず、平成21年4月にまとめて支払われていた。

◎対応結果： 平成21年度分からの指定管理料については、協定書に基づき適正に支払っています。

### (3) 三重県営都市公園 大仏山公園

#### ア. 事業計画の実施状況について

◎概要： 指定管理者が県に提出した事業計画書において、安全対策マニュアルを作成する旨が記載されているが、作成していなかった。

◎対応結果： 指定管理者において、安全対策マニュアルを整備しました。

#### イ. 再委託先変更時の県の承認について

◎概要： 再委託先の変更について、指定管理者が協定書で定められている県の承認を受けていなかった。

◎対応結果： 管理業務の一部の第三者への委託については、委託先の変更時も、協定書に基づき適正に承認を受けるよう指定管理者を指導しました。

#### ウ. 区分経理について

◎概要： 指定管理者において、協定書に基づき別途指定管理事業用の専用口座を作成していたが、他の通帳との区分経理が明確に行われていなかった。

◎対応結果： 指定管理者において、区分経理を明確に行うこととしました。

### (4) 三重県営都市公園 熊野灘臨海公園

#### ア. 管理運営費の正確性について

◎概要： 指定管理事業の管理運営費の一部が、公園内において指定管理者が別途管理許可を受けて運営しているテニスコート事業費で処理されていた。

◎対応結果： 現在の指定管理者においては、指定管理業務に係る管理運営費は、他事業（テニスコート事業）と明確に区分がされています。

#### イ. 利用者数の集計方法について

◎概要： 公園利用者数の把握方法に関して、県が指示した手順書と一部異なる方法で指定管理者が集計を行っていた。

◎対応結果： 指定管理者において、手順書どおり集計することとしました。毎年1回、モニタリングを通して手順書に基づき適正に実施されているか確認します。

### (5) 三重県営住宅・三重県特定公共賃貸住宅

#### ア. 職員の研修計画について

◎概要： 指定管理者が県に提出した事業計画書において、職員の研修計画を作成する旨が記載されているが、具体的な計画は作成していなかった。

◎対応結果： 新しい指定管理者に対して研修計画の提出を求め確認しました。

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>三重県流城下水道施設</p>		
<p>(1) 使用不能な保有備品にかかる手続について【結果】</p> <p>スターラー（往査時は6台中5台が使用されていないかった）の例のように、動作不良等により既に使用されていない固定資産について、除却手続等の適切な対応がとられることなく保管されていた。利用可能性のない固定資産については、県に除却申請を行い、県の手続に基づいて処分することが必要である。</p>	<p>指定管理者に不用物品の報告を求め、平成21年度末までに不用物品の決定及び処分を行いました。平成22年度以降については、不用となった時点で速やかに処分等の手続を行うこととしました。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県 下水道公社</p>
<p>(2) 南部浄化センターの薬品管理簿の整備状況について【結果】</p> <p>南部浄化センターの試薬管理簿については、同種の薬品について2冊の帳簿が作成されていた。毒物・劇物等、一部の薬品について途中から新しい帳簿を採用し、残余については従前の管理簿で管理し続けているためであると考えられるが、従前の帳簿を閲覧したところ、何の転記証跡もなく記載欄の途中で終わってしまっているものが散見された。また、新しい帳簿についても従前の帳簿からの引き継ぎ状態が明確になっていなかった。まず、このように2種類の帳簿が存在すること自体、管理の複雑化をもたらし、人員交代等があった場合に混乱を生じる原因となる。特に毒物・劇物は、その性質上厳重な管理が行われるべきであるが、帳簿が複数存在することにより、実数の把握誤りや故意の帳簿操作を発生する機能力が低下する虞がある。管理厳格化の前提として、帳簿を統一し一元管理を行うべきである。また、帳簿を新しいものに引き継ぐ際は、古い帳簿にそれ以上追加記載が行われないよう、記載の終了を明確にし、新たな帳簿に最後の残数が転記されたことを明確にすべきである。新しい帳簿の最初の記載に関しても同様である。</p> <p>さらに、「試験操作マニュアル」には定期的に在庫確認を実施することが規定されているが、管理簿を閲覧したところ、在庫確認は実質不定期となっており、規定の回数を実施していないかった。在庫確認を定期的に実施し、現物管理をより厳格に行う必要がある。</p>	<p>南部浄化センターの試薬管理簿については、指摘後、直ちに新しい帳簿に適切な引継ぎ手続を行いました。また、在庫確認については、『三重県下水道公社毒物・劇物管理要領』を制定し、毎年3月31日現在で定期的に実施することとしました。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県 下水道公社</p>
<p>(3) 非公募による指定管理者の選定について【意見】</p> <p>指定管理者の選定方法として非公募を採用している。加えて、指定管理料＝運営管理費の実費相当額であるため、指定管理者制度の目指すところの、民間ノウハウの活用、費用削減努力の促進と合致するかどうかという点について疑念を抱かせかねない。</p>	<p>指定管理者の選定方法等については、下水道事業を取り巻く環境の変化、セーフティネットの確保等を踏まえ、関係市町とも協議のうえ、引き続き検討を行っていきます。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県 下水道公社</p>

<p>まず、この点につき、コスト削減努力については、費用削減目標を単に数値だけでなく方法についても事業計画において提示させるとともに、実績と比較することで評価を行うことにより解消している。</p> <p>しかし、再委託率が52%にも上る状況の下で、あえて非公募とし、さらに5施設を一括して任意指定にすることについての疑念は残る。</p> <p>この点、非公募の理由のひとつとして、三重県の下水道処理人口普及率が全国平均72.7%に対して43.7%であり、整備途上にあるため流水量や水質が不安定であることから、ライフラインとしてのセーフティネットを確保する必要がある、公募はなじまないとの判断からであることであった。また、流域下水道施設を一括して任意指定している理由は、不測の事態が発生した場合の応援体制、管理水準の平準化、運営の効率化を図るため、全処理区を一括して運営管理することが適切との判断によるものである。</p> <p>しかし、今後、県下における下水道処理が普及し、流入量や水質が安定すれば、公募が適切な状況も生じうると考えられ、また、処理技術に関してノウハウを持った民間事業者が多く出現してくる等により、必ずしも一括管理が最適ではない状況が生み出される可能性もある。</p> <p>県下の下水道整備計画に合わせ、指定管理者制度と三重県下水道公社の在り方について、流域関連市町も交え長期的な視点から検討する機会を継続的に設け、随時社会情勢に合わせて見直しを図っていくことが望まれる。</p>	
<p>(4) 再委託の金額について【意見】</p> <p>平成20年度における指定管理者から外部への再委託金額は総額1,168,801千円であり指定管理料(2,244,076千円)の52%を占めている。従って再委託料の低減が、コスト削減の重要な要素となる。</p> <p>再委託料は、固定費のみではなく薬品使用量等にも左右されるため、処理水量が重要な要素になるが、処理水量は増加している一方で多くの浄化センターで再委託料が低減している。これは、契約を複数年としたり、委託業務を包括化することによる割引効果、公募入札における積算の厳格化等による費用削減効果が表れたものであると考えられる。</p> <p>今後、効率的な契約範囲の模索等により、業務品質を落とすことなく、更なる費用削減を実現することが期待される。</p>	<p>平成21年度からの指定管理期間では、指定管理者において、水質試験の完全自社化等を行いました。また、前回の指定管理期間に引き続き委託業務の複数年契約や脱汚泥の含水率の低減等に取り組み、更なる費用削減に努めていきます。</p>
<p>(5) 県有備品の管理について【意見】</p> <p>各浄化センターにて、県からの貸付物品台帳と現物の照合作業が年1回実施されている。しかし、結果の残し方や決裁については規定されておらず、各担当者保管となっている。照合作業が漏れなく適切に行われたことを組織的に確認するため、固定資産の実査記録の方法をマニュアル化し、適切な役職者の承認を経て保管しておく一連の手続の策定・実施が望まれる。</p>	<p>指定管理者において、「(財)三重県下水道公社県有備品管理要領」を制定し、当該要領に基づき照合作業を行うこととしました。今後当該要領に基づき、照合作業を行ってまいります。</p>

(6) 薬品類の管理規程について【意見】

各浄化センターは水質試験用の試薬を保有しており、これには一部毒劇物が含まれている。毒劇物は「毒物及び劇物取締法」に基づき、各浄化センターで管理要領を整備し管理している。各浄化センターの管理要領を閲覧したところ、毒劇物の棚卸に関する規定の有無、管理簿様式の相違など、一部の基準が統一的に整備されていないかかった。浄化センターごとに管理要領が異なることは、管理レベルのばらつきを生じさせる虞がある。また、浄化センター間での人員の交代が生じた場合の引き継ぎにも支障を来たし、効率的な作業を営む可能性もある。

同様の薬品類を使用し、同様の業務が実施されているのであれば、管理要領や管理簿も統一化するのが自然である。仮に浄化センター特有の事情があるのであれば、管理要領の下位規程としてのマニュアルを整備し、そちらに記載することで補完できる。全浄化センターで共通の管理要領・管理簿の雛型を作成し、管理レベルを統一化することが望まれる。

各浄化センターにおける管理レベルの統一や作業の効率化を図るため、指定管理者において、『三重県下水道公社毒物・劇物管理要領』を定め、管理規程及び管理簿の統一化を行いました。

県土整備部  
(財) 三重県  
下水道公社

(7) 現金管理について【意見】

各浄化センターは小口現金を保有しており、金庫に保管されている。小口現金は出納担当者で資金前渡職員によって現金出納簿により出入金管理され、月ごとと事務局長に報告される。この処理に関しては「常時必要とする経費（資金前渡）の浄化センターへの交付について（通知）」（平成18年6月1日）に記載されているが、一部の事務処理について、実際の運用と異なる記載があった。記載事項の妥当性についても再検討することが望まれる。また、各浄化センターの現金出納簿を閲覧したところ、松阪浄化センターの現金出納簿について、係と資金前渡職員の押印がなかった。現金は、不正・横領の対象となるリスクの高い資産であるため、特に厳格な照合作業が必要とされる。通知文書を周知徹底し、厳格な管理を行うことが望まれる。

指定管理者において、適正に事務処理ができるよう通知を改訂しました。

県土整備部  
(財) 三重県  
下水道公社

(8) 運転監視業務に係る修繕の報告形式について【意見】

各浄化センターは、それぞれ運転監視業務を委託している。1件500千円以下の修繕について、委託先業者が自ら判断して実施することも委託業務に含まれており、修繕を実施した時には機器不具合報告書の作成と提出を求めている。

この機器不具合報告書の形式は浄化センターによって異なっており、写真、図等を添付し詳細に説明しているセンターもあれば、1枚の用紙に日付、修繕箇所、修繕内容が簡潔に記載されているのみのセンターもあった。委託先によって報告の様式や報告内容に濃淡があった。

これは、仕様書において、単に「報告を求めるとだけ定められているため、報告の様式、報告内容が委託先業者の任意になっていると推測される。センターごとに設備の規模、仕様、経過年数などが異なるため、一律に同じ様式を使用することまでは必要ないが、各委託業者への要求水準がセンターごとに

指定管理者において、運転監視業務受託業者が修繕を実施した時に提出する様式を統一しました。

県土整備部  
(財) 三重県  
下水道公社



大きく異なることのないよう、報告すべき項目を浄化センター共通として定めることが望まれる。

〇三項県管部林公園 北神楽公園

(1) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち、指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。

県土整備部  
岩間造園  
株式会社

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で行っており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所にて委ねられているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認並びに現場視察に当たったの実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。

県土整備部  
岩間造園  
株式会社

(3) 日報の確認について【意見】

公園内の清掃及び遊具等設備の点検は、職員が毎日おこなっており、日報にその結果を記載している。管理職員は1週間に1回日報の内容を確認している。しかし、日報には確認の痕跡が残っておらず、異常発生について記載されている場合にもその対応は記載されていない。しかし実際には、県への報告のために月次報告書が作成されており、こちらについては異常の発生とその対応が詳細に記録されていた。したがって、異常が放置されず適時に対応されたことがわかつ

指定管理者において、作成する日報に出席者が日付、サインを記入する欄を設けて、確認者の記録を残すこととしました。

県土整備部  
岩間造園  
株式会社

<p>た。管理職員の業務の執行状況について、その上席者は監督する必要がある。そのためには、目に見える形で業務の痕跡を残すことが必要である。日付と確認者が分かるような検印を押す、サインをするなどの方法が考えられる。</p>			
<p>(4) 長期修繕計画の策定について【意見】 修繕計画については、単年度、複数年度ともに作成していない。現状は、修繕が必要な状況が発生した年度修繕している。 協定上の金額を超えるものについては県が行うこととなっているが、指定管理開始から現在まで特に計画的に修繕が必要な箇所は提示されていない。 当公園については平成20年度が指定管理者制度導入の初年度であるが、今後は、修繕が必要な箇所が複数出てくるであろう。 施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。</p>	<p>指定管理者との協議のもと施設調査等を実施し、修繕計画を策定しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>	
<p>(5) 危機管理について【意見】 危機管理について、「危機管理体制」が事業計画の中に含まれており、その中に避難訓練を実施することが定められているが、平成20年度は実施されていなかった。 また、「危機管理体制」の中には、何を持って危機とし、どんな状況で当体制が効力を発揮するかなど定義がない。こうしたことは、職員に対する危機管理教育において重要な事項であり、避難訓練の実施と合わせて検討することが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、管理事務所の火災を想定した消防署への通報訓練、更衣室使用者の避難訓練を実施しました。 また、想定される危機を業務計画書の中に具体的に明記し、指定管理者職員に周知を図りました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>	
<p>(6) テニスコート等の利用受付について【意見】 テニスコート等の施設の受付は、窓口のみであるため、申込するためには、一度公園を訪れなくてはならない。遠方の人にも利用していただくためには、電話での受付があると便利であり、利用者数の増加につながる可能性がある。 現状では、電話での予約の場合本人確認ができなため、電話での予約をしていない。本人確認の方法として、個別に受付番号を伝えておき当日口頭で確認する、当日身分証明書の提示を依頼する等工夫を行えば、電話受付のデメリットも解消されるのではないだろうか。</p>	<p>指定管理者において、公園利用者の増加につながるよう電話による予約の受付を導入しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>	
<p>(7) 口座管理について【意見】 指定管理者は、指定管理分の預金口座は別途開設しておらず、指定管理者の本社の口座を利用している。また、金融機関からの残高証明書も、会社の決算期末である9月に入手している。 預金口座を本社と一括して開設している場合、指定管理分の預金残高を把握することが困難である。指定管理分の預金と本社分の預金とを混同しないために、</p>	<p>指定管理者において、指定管理分の預金と本社分の預金を混同しないように、指定管理分の口座を別途開設しました。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>	

<p>指定管理分の口座を別途開設することが望まれる。 また、県に収支状況を報告するときの収支差額は、小口現金を除き預金残高と整合する。そのため、指定管理分の口座を別途開設した上で、指定管理の事業年度末である3月で残高証明書を入手し、収支差額と照合することが望まれる。</p>	<p>利用促進への取組等については、指定管理者において、平成21年度からは確実に実施していき、平成21年度からの聴き取りによる満足度ヒアリング調査については、平成21年度から実施し、利用促進やサービスの向上に努めています。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>
<p>■三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森</p>		
<p>(1) 領収書の但し書き欄の記載について【結果】 領収書控を調査したところ、公共料金に関するものを除いて、多くの領収書控の但し書き欄が空白となっていた。その内容に関して質問したところ、大半が自主事業の際に参加者が加入するレクリエーション保険代の立て替えに関するものであった。金銭の受取の理由を明らかにするために、但し書きは漏れなく記入することが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、領収書の但し書きを適切に記入することとしました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(2) 県有備品の管理について【結果】 年度協定書締結に当たり、県有物品の貸出を指定管理者に行うために県と指定管理者との間で貸出物品の内容・数量の確認を行っていることであるが、実際のその確認の状況について、現物と貸出物品のリストとの照合をどのように実施しているか質問したところ、事務室に置いてある一部の備品についてのみ実施されているとのことであった。 したがって、貸与物品のすべてについて網羅的に現物との照合は実施できていないということになる。 指定管理者は県からの貸与物品について適切に管理する責任を基本協定書によって負うこととなっているため、原則として年度ごとに貸与物品全件について網羅的に現物との照合を実施したうえで、確認した証跡を記録に残すことが望まれる。 貸与物品が数多くかつ通常滅失する可能性があまりないと考えられる遊具等については、少なくとも指定管理者の管理期間が終了する期間内に順次ローテーシ</p>	<p>指定管理者において、貸与物品全件について現物と貸与リストとの照合を毎年実施し、確認した証跡を記録に残すこととしました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>

<p>ヨんで現物照合を実施するなどして、指定管理業務の引き継ぎ時に支障が出ないよう留意することが必要である。</p>	
<p>(3) 指定管理料の支払い遅延について【結果】</p> <p>県と指定管理者が平成 20 年 4 月に締結した鈴鹿青少年の森の管理に関する基本協定書第 5 条 3 項において、毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び支払方法については、別途事業年度毎に締結する協定（年度協定）により毎年度定めるとしており、鈴鹿青少年の森の管理に関する年度協定書第 4 条 2 項では別途協議した資金計画に基づき、指定管理者の請求により概算払いできるとしている。</p> <p>別途作成している平成 20 年度の資金計画書においては第 1 回支払（4 月、5 月、6 月分）、第 2 回支払（7 月、8 月、9 月分）、第 3 回支払（10 月、11 月、12 月分）、第 4 回支払（1 月、2 月、3 月分）と 4 回に分けての支払予定となっていた。</p> <p>上記に基づいて指定管理者側から県に対して指定管理料の支払い請求を実施したが、指定管理料はすべて平成 21 年の 4 月に支払われ、平成 20 年 4 月から 3 月未までの期間においては指定管理料の支払いが実施されなかったことであった。</p> <p>指定管理料の支払い遅延の理由については、「平成 20 年度は指定管理者制度導入 1 年目であり、指定管理料が支出科目上は委託料でありこれまでの管理委託同様支払いに際して完了検査が必要であるという認識があり、四半期ごとの支払金額に対する段階確認の方法を検討したが、金額に見合った内容確認が事実上不可能であり支払いができず、他の支出方法を含め検討を行ったが、適切な支出方法を見出せず支払いが遅延した」とのことであった。</p> <p>年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法による指定管理料の支払いがなされない場合、指定管理者の資金繰りに重大な影響が生じると考えられるため、年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法により適切な指定管理料の支払いを行う必要がある。</p> <p>なお、平成 21 年度においては年度協定書に基づいて四半期ごとに概算払いによる支払いが行われているとの報告を受けている。</p>	<p>平成 21 年度分からの指定管理料については、協定書に基づき適正に支払っています。</p> <p>県土整備部 東海美松園 グループ</p>
<p>(4) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】</p> <p>当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。</p>	<p>制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。</p> <p>県土整備部 東海美松園 グループ</p>

<p>指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	
<p>(5) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で行っており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っていることであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所にて委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>県土整備部 東海美松園 グループ</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容確認並びに現場視察に当たったの実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。</p>
<p>(6) 施設の修繕について【意見】</p> <p>「ネットコンピネーション」という、アスレチック型の遊具に付属している滑り台について、破損している部分があった。</p> <p>平成21年3月16日に行われた施設点検時の施設点検表にも破損状況が記載されていたが、平成21年8月12日の現地視察時においても、修繕・使用再開の目途は立っていないとのことであった。</p> <p>施設の修繕費については、指定管理者が指定管理料の中で、自らの判断によって実施できる上限金額が協定書において決められている。その上限を超える修繕については県と指定管理者が協議して、修繕の時期や範囲等が決められることになる。</p> <p>しかし、約5カ月間という長期間において、使用が制限されていること及び危険性を鑑みると、危険回避のために立ち入りを制限するロープが張られているとはいえ、誤って幼児が入りこまないとも限らない。そのため、早急に修繕が行われることが望まれる。</p> <p>また、現状、上述の遊具も含め施設の修繕計画は作成されておらず、都度必要な部分について修繕を行っている状況である。</p> <p>施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知して</p>	<p>県土整備部 東海美松園 グループ</p> <p>当該遊具については、修繕対応済みです。指定管理者に対しては、施設に異常が発見された場合には、必要に応じて県と協議し速やかに修繕を行うよう指導しました。</p> <p>また、指定管理者との協議のもと施設調査等を実施し、修繕計画を策定しました。</p>

<p>いるはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。</p>		<p>指定管理者においては、除草については、除草について公園利用者の安全面、衛生面を考慮し、公園内において優先的に刈る場所を選定して実施することとしました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(7) 雑草の除去について【意見】 施設の遊具の周りに、雑草が生えている所が散見された。広大な公園敷地内において限られた人員であるため、全区画をくまなく除草することは困難であり、雑草が生えたままの箇所がいくつもあった。自然に親しむ場を提供することも都市公園の役割の一つであるから、雑草が公園内に生えているのは問題ないであろう。しかし、問題の箇所は遊具が設置された広場であり、ここを利用するのが主に背丈の低い幼児や児童とその保護者であることからすれば、このような場所に雑草が生い茂っていることは、安全面、衛生面で利用者に良くない印象を与える可能性がある。費用は限られているが、安全、衛生は利用者増加を目指す上でも、重要な要素といえるであろう。公園の中でも、利用者が足を踏み入られる場所について、優先的に除草することの検討が望まれる。 なお、上記事項に関しては外部監査の結果を受け、速やかに対応されたとの報告を受けている。</p>	<p>指定管理者が行っている承認方法について【意見】 支払業務等の日常業務を行うに当たって、上席者の承認を得て行っているものの文書の作成は行わず、口頭によって承認を行っているとのことである。確かに、指定管理者は小規模の同族会社であるため、支払の都度、何等の文書による承認を要するのは非合理的なことであるかもしれない。しかし、トラブルを避けるためには実施されている承認について、その形跡を残すことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、上席者の承認を得る際には、書類にサイン、印によりチェックした形跡を残すこととしました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(9) 現金管理について【意見】 小口現金については現金出納帳が作成されているが、月末の現金有高が現金出納帳の通りであることを検証した証跡は残していないとのことである。今後は、手元準備金としての現金の重要性や横領による不正リスクの高さを勘案し、証跡を残すことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、出納帳、出金伝票、現金を照合した際には、証跡として確認印を押印することとしました。</p>	<p>指定管理者において、会計手順を文書化して会計関係のマニュアル等を整備しました。 指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p>(10) 業務運営上必要となる手順書の整備について【意見】 当該施設に関する資金管理や現金収受など業務遂行のためのマニュアル及び経理処理を行う上での規程等の整備状況について質問を実施したところ、実務面での職務分掌や相互チェックなどは実施しているとのことであったが、マニュアルや規程については文書化していないとのことであった。業務内容のマニュアル化をすることや経理処理を行う上での規程を整備することは業務の品質を一定に保つとともに、担当者の病欠などの不測の事態に対応するためにも非常に有効な手</p>			<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>

段となるものである。  
 ただし、詳細な規定やマニュアルの整備を指定管理者に求めることは指定管理者としての業務上過度な負担となることも考えられる。そうした場合には、適切な業務遂行に資するために、現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。

〇三島県営都市公園（山崎サンシャインパーク）

(1) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。

県土整備部  
 大島造園土木株式会社

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で行っており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所にて委ねられているとのことであった。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たっての実施手続については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項等について確認し、書類で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所に周知しました。

県土整備部  
 大島造園土木株式会社

(3) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

亀山サンシャインパークにおける指定管理業務の実施における会計規程等の整備状況について確認を実施したところ、会計規程、業務実施上重要と考えられる

指定管理者において、会計手順を文書化して会計関係のマニュアル等を整備しました。

県土整備部

<p>資金管理及び料金収受に関するマニュアルについては未整備であるとのことであった。</p> <p>指定管理者の規模によっては自前での会計規程等の整備は過度な負担になるとともに、当該規程類の整備を厳格に求めることはかえって指定管理業務の受託者の範囲を限定することになると考えられるが、業務に関する手順書の作成は指定管理者に求める管理レベルの水準を一定に保つことや引き継ぎなどの効率的な実施に有効である。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p>	<p>大島造園土木株式会社</p>
<p>(4) オアシス館の情報コーナーの利用状況について【意見】</p> <p>当該指定管理業務の中において、亀山サンシャインパークに隣接するハイウェイオアシス館の一部を賃借し、三重県及び亀山市の情報提供スペースとして利用者への広報・広告活動を行っている。</p> <p>当該スペースには、長椅子が設置されている他には、三重県及び亀山周辺の物産品の展示スペースと亀山周辺を紹介したテレビ番組と施設案内が切り替えられるビデオ装置が設置されていた。</p> <p>場所はオアシス館の中でも奥まった場所にあり、8坪しかないため、情報提供スペースとして多くの利用者の来訪が望めるとは思い難い。県は賃料として年間約110万円、指定管理者は共益費として約40万円支払っているが、そもそもこのスペースを県が賃借し、指定管理者に管理させるほどの意義があるのか疑問は残る。それでもなお、情報コーナーを継続するのであれば、より亀山サンシャインパークの特色を出せるような展示を工夫することが望まれる。</p>	<p>これまでの常設の展示に加え、公園の写真コンテンツの作品展示及び公園利用者のアンケート結果の掲示、さらには、県内各地の観光リーフレットの配架や県のインターネット放送局で配信されている動画の提供などの情報発信に努めました。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p>
<p>(5) 備品の現物管理について【意見】</p> <p>備品の現物につき、県貸与品とそれ以外の備品を区分するための手順が取られていなかった。</p> <p>指定管理業務の管理スペースには亀山サンシャインパーク株式会社が管理するオアシス館の一角も含まれ、当該スペースに県からの貸与品が置かれていた。当該スペースは扉のないスペースの一角であり、ともすれば、亀山サンシャインパーク株式会社の備品と混在する虞がある。</p> <p>また、県からの貸与備品については、毎年、貸与契約が締結されるため、貸与備品一覧が作成され、年に一度は備品の実査が行われるが、管理番号シール等を貼るなど明確に区分するための手続をとらなければ、リストと現物との照合が困難になる可能性がある。</p> <p>そのため、県からの貸与備品については管理番号シールを貼るなどして、他者の管理備品と明確に区別するとともに、リストと関連づけをたうえで、現物に漏れがないかどうかを確認する必要がある。</p>	<p>指定管理者において、管理番号シールを貼ることににより県貸与品とそれ以外の備品との管理を明確にしました。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p>



なお、第1回の現地視察時の結果を受け、上記は速やかに対応されたとの報告を受けている。

〇〇〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇〇公園 大仏山公園

(1) 事業計画の実施状況について【結果】

指定管理者が県に提出した事業計画書においては、運営上のマニュアルとして事故発生時の対応などの危機管理体制の整備を行うための安全対策マニュアルを作成すると記載がなされていたが、現地施設往査時に安全対策マニュアルの提示を求めたところ、緊急連絡先の掲示はなされていたものの安全対策マニュアルは作成されていないとのことであった。  
事業計画書に記載した事項は指定管理者の選定における判断材料になる重要な書類であり、事業計画書に記載した事項については適切に実施することが必要である。

指定管理者において、安全対策マニュアルを整備しました。  
また、事業計画書に記載された事項は、確実に実施するよう指定管理者に対して指導しました。

県土整備部

有限会社  
太陽緑地

(2) 再委託先変更時の県の承認について【結果】

再委託先の変更について、県の承認を受けていなかった。  
指定管理業務を再委託する場合、業者間での業務の融通がないか、指定管理業務のうち適切な範囲で委託されているか、業務を再委託することによって業務の質が低下していないか等、を確かめるために、県に承認を受ける必要がある。また、当該事項については、協定書に定められている。  
再委託業務と選定業者の県への承認は、計画書に選定先を記載したことで受けていたが、計画書提出後の業者の変更について、県の承認を受けていなかった。  
変更内容は、変更前の業者で大仏山公園を担当していた人物が、独立して起業したためその会社に変更したものである。たとえ業務内容に精通していようとも、会社の組織体制や代表者が変わっているため、県への報告、承認を怠ってはならない。

管理業務の一部の第三者への委託については、委託先の変更時も、協定書に基づき適正に承認を受けるよう指定管理者を指導しました。

県土整備部

有限会社  
太陽緑地

(3) 区分経理について【結果】

大仏山公園では、指定管理分について別途預金口座を作成しているが、他の通帳との区分経理が明確におこなわれていなかった。このように、区分経理を行わないと、収支状況を集計する際に、指定管理業務に関する収支が過不足なく集計されない虞がある。また、基本協定書第18条にも「他の事業から区分して会計事務を行い、経理を明確にしなければならぬ」とされている。  
収支状況の報告は、指定管理業務が効率的に行われているかの一つの指針となる。そのため、収支状況は指定管理業務に関するものを過不足なく集計し、効率性を適切に開示することが必要となる。  
すなわち、県への報告は収支額によるものであり、収支差額は年度末の現金を除いて、預金残高と整合する。本協定書第18条において「専用の口座を開設する」

指定管理者において、区分経理を明確に行うこととしました。

県土整備部

有限会社  
太陽緑地

<p>とされている趣旨を理解し、期末の収支差額と預金残高が整合するよう、区分経理を明確に行うことが必要である。 なお、今回の外部監査の指摘を受け、監査終了時点までに上記指摘については対応がなされているとの報告があった。</p>	
<p>(4) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】 当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。 指定管理者制度導入の目的の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>制度導入による費用の削減効果等を把握するため、指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・整理しました。</p> <p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(5) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】 県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所でも実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。 地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックプロジェクト研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所にて委ねられているとのことであった。 月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たっての実施手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、ヒアリングすべき事項等について確認し、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所等に周知しました。</p> <p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(6) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】 大仏山公園では、現在、会計規程、資金管理規程、備品管理規程といった会計関係の規程・マニュアル等が整備されていないかった。 現状では、人員数も少なく、業務を熟知した担当者が会計業務を実施しているため、日々の業務の中で支障は出ていないが、指定管理者制度では、会計関係では資金管理、物品管理が重要となってくる。特に、担当者が交代した場合などに</p>	<p>指定管理者において、会計手順を文書化して会計関係のマニュアル等を整備しました。 指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p> <p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>

<p>業務が適切に行われなくなる虞がある。</p> <p>そのため、規程・マニュアル等を整備することが必要である。しかし、人員数の少ない指定管理者においては、マニュアルの整備自体に労力を必要とする。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	
<p>(7) 職務分掌について【意見】</p> <p>現状では、人員に制限があることから、日々の出納の記帳担当者、支払実施者、通帳管理者が同一となっている。ただし、支出については、すべての取引について、上司者がチェックを行っているとのことであった。</p> <p>大仏山公園の会計事象は、指定管理料収入の收受、利用料金の收受、業務経費の支払が大部分を占めており、現金預金の受け払いが関係するものがほとんどである。そのため、上司者のチェックに当たっては、印を押すなど目に見える形での痕跡を残すことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、上司者のチェックに当たっては印を押すなどの痕跡を残すこととしました。</p> <p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(8) 県有備品の管理について【意見】</p> <p>大仏山公園では、県からの貸与備品について年に2回実査を行っているとのことであり、貸与備品一覧にも実査時の照合証跡が残されていた。これにより、後から実査を行った事実を確認できる状態であった。</p> <p>しかし、現物には管理番号シールを貼るなど、指定管理者の備品との区分がされていなかった。実際に現物を確認したところ、リストと現物との一致は確認できており、リストにも照合証跡が残っていることから備品の実査に誤りは発見されなかったが、県の備品と指定管理者の備品とを区分し、実査をより正確に実施するためにも、管理番号シールを貼るなどして現物とリストを整合させることが望まれる。</p> <p>なお、上記については2回目の現地視察時まで、管理番号シールを貼ることにより対応されている。</p>	<p>指定管理者において、管理番号シールを貼ることににより県貸与品とそれ以外の備品との管理を明確にしました。</p> <p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(9) 事業報告書の収支状況における適切な金額の記載について【意見】</p> <p>地方自治法第244条の2第7項において、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならないと定められている。</p> <p>これに基づき三重県では指定管理者制度に関する取扱要綱第23条において指定管理者が県に提出する事業報告書の中で「管理業務に係る経費の収支状況に関する事項」を記載させるものとしているが、大仏山公園における事業報告書の当該記載内容については確定金額ではなく期末の収支見込みに基づく概算金額による記載がなされていた。</p>	<p>指定管理者において、事業報告書の収支状況は各種証拠資料に基づいた確定金額を記載することとしました。</p> <p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>

	<p>収支状況の報告は指定管理業務に関する収支の状況を明確にするためのものであることから、概算金額ではなく確定した金額にて記載するとともに、通帳等の各種証憑資料に基づいて適切な内容・金額により作成されることが必要である。</p> <p>また三重県都市公園条例第14条の10において、指定管理者は、毎年度終了後15日以内に事業報告書を作成し、知事に提出しなければならないとしているが、指定管理者の側では事業報告書の概算金額での記載について事業報告書の提出までの期間が短いことを理由の一つとして挙げていた。しかし、この理由については、他の指定管理者が実績に基づいた事業報告書を作成している以上、何らかの対策はとれるであろう。</p>
--	--

三重県富田公園 富田公園 富田公園

<p>紀北町の指定管理期間は平成20年度で終了してまいります。現在の指定管理者においては、指定管理業務に係る管理運営費は、他事業（テニスコート事業）と明確に区分がされています。</p>	<p>県土整備部 紀北町</p>
--	----------------------

<p>紀北町の指定管理期間は平成20年度で終了してまいります。現在の指定管理者においては、指定管理業務に係る管理運営費は、他事業（テニスコート事業）と明確に区分がされています。</p>	<p>県土整備部 紀北町</p>
--	----------------------

(1) 管理運営費の正確性について【結果】

平成18年度から平成20年度まで、一定の金額で管理費が計上されている。この理由は、指定管理事業の管理運営費の一部が、公園内において紀北町が管理許可を受けて運営しているテニスコート事業費で処理されていることによるものである。テニスコートの利用受付は公園内の管理事務所で行っており、管理事務所が発生した費用を指定管理事業とテニスコート事業に配分しているが、コピー機の使用料（使用料及び賃借料）など一部については、指定管理事業費と指定管理料が一致するように配分しているとのことであった。

また、紀北町の本庁及び紀伊長島支所に所属する職員が、公園管理業務に従事した時間にかかる人件費が管理費用に含まれていなかった。日常の公園管理業務は、海山区については外部委託し、紀伊長島区については臨時職員を配置していたが、間接的な管理業務及び問題発生時の対応は紀北町の本庁及び紀伊長島支所が他の業務と兼務して行っていた。こうした兼務の場合、正確な従事時間を測定することは困難かもしれないが、概ね何日公園に行っただけであるとか、公園の管理に関する書類を作成した、といった概算値は算出できるのではないだろうか。

なお、この指定管理者は平成20年度で終了している。今後同様の事例が発生した場合には、可能な限り正確に指定管理業務に係る管理運営費を集計することが必要である。

(2) 利用者数の集計方法について【結果】

利用者数の把握は、当時の都市基盤室（現都市政策室）策定の「熊野灘臨海公園の公園利用者数の把握（手順書）」（平成17年4月1日）に基づき下記の通り行われている。

道の駅の利用者数 (a) × 係数 1 + パトロール車による利用者数 + 海山町園内利用者数 (b) × 係数 2 + 大白テニスコートの有料利用者数 + 三セクの有料利用者数 + イベント等の利用者数

(a) 道の駅利用者数：指定管理者が館内、駐車場等で 1 日に 4 回把握した数値を合計し換算係数 6 を乗じた数値とする。

(b) 大規模なイベントに伴う利用者については、主催者からの報告を受けて別途に加算する。また、バスを利用する団体利用等については、別途に台数・人数を把握して加算する。

(c) 海山町内の大白地区公園の利用者数については指定管理者が 1 日 3 回の巡視のなかで目視観測した数値を合計し、換算係数 1.3 を乗じた数値とする。

上記 (a) (b) を中心に利用者数の集計表過程を確認したところ、下記の不整合が見受けられた。

(1) 実際には「1 日に 6 回把握した数値を合計し、換算係数 4 を乗じた数値」にて計上している。

(2) 当日発着したバスの台数に応じて人数が加算されている。この点、バス 1 台あたり一律 35 人が積算されているが、35 人とする根拠は不明確である。

(3) 大白地区の集計シートは、上記の換算はおこなわれていない。実際には午前・午後それぞれ 2 時間で把握された人数に 40 人（ほぼ毎日夕方利用する人）を加算して計上している。

利用者数は成果の達成度を測るための重要な指標である。県との手順書に基づかず、独自の方法で利用者を集計すれば、他施設との公平感を阻害し、成果目標に対する評価を誤った方向に導く虞もある。また、指定管理者が採用していた方法は、指定管理が行われる以前から採用されていた方法を踏襲したものであるが、指定管理者が変更された場合に、事実の変化に関わらず現指定管理者と集計方法が異なってしまうこととなる。

また、県側においても、重要な指標である利用者情報の集計過程について、県の指示する方法で行われているかモニタリングする必要がある。さらに、当該手順書では「3 年に一度程度、公園管理運営会議で利用者数の把握方法を検討し、必要であれば見直す」としているが、実際には公園管理運営会議は開催されていない。集計手順が実態に合っているかどうかについて、上述の公園管理運営会議において協議されるべきであった。

(3) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続については、質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の

月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たっては、総務部が示した手

県土整備部

<p>建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っていることであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所にて委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>ヒアリングを踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項等について共通事項を整理して文書化し、建設事務所所周知しました。</p>	<p>紀北町</p>
<p>三重県営住宅給付事業</p>		
<p>(1) 職員の研修計画について【結果】</p> <p>指定管理者選定時の申請書類に、職員の研修計画を作成する旨が記載されているが、具体的な計画は作成していなかった。この理由につき、申請書類に記載した研修内容のうち専門分野の資格についてはすでに職員が取得しているためであるとのことであった。</p> <p>しかし、平成20年度においても、人権教育、専門分野資格の継続学習については、継続的に外部の講習に参加している。これらについて、毎年度計画を作成することにより、個々の職員の受講状況を管理することにも資するため研修計画は作成する必要がある。</p>	<p>平成22年度からは、新しい指定管理者による管理に移行していきますが、新しい指定管理者の事業計画にも研修計画作成の旨が記載されていることから、研修計画の提出を求め確認しました。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>
<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の手法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期に一度業務報告の提出を受け、修繕等の金額の妥当性、支出の事実につき資料をすべてチェックしている。また、現地視察を随時実施しており、修繕後の仕上がりコストとのバランスをチェックしているとのことであった。しかし、チェックのためのマニュアル及びその記録は作成されていない。現地視察時の指定管理者への指示等や取り取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察及び業務報告のチェックに当たっては、修繕費と仕上りのバランスなど感覚に依るところが大きいが、職員教育の観点からチェックのノウハウを文書として作成しておくことが望まれる。</p>	<p>業務報告書の内容確認及び現場視察に当たった際の実際手順については、総務部が示したチェックリストを踏まえ、必要事項を文書化するとともに、現場視察実施記録についても文書化を図ることとしました。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>

(3) 委託先業者への指導について【意見】

地区ごとと工務店等と交わした委託契約には、災害時における調査支援についても含まれている。これは、災害発生時において、各委託先が各地区の県営住宅及び特定公共賃貸住宅について被害状況調査を実施し、指定管理者へ報告するものであるが、年一回具体的な災害を想定した報告訓練を実施しているが、平成20年度の訓練について、訓練結果報告がされなかった委託先が多かった。訓練結果報告の実施に限らず、委託先担当者と直接対面することにより、双方のコミュニケーションを図ることが肝要であるが、例えば地区ごとに連絡会議を実施するなどして、指導の水準を平準化することが望まれる。

指定管理者と工務店等の委託業者とは、主に、現場においてコミュニケーションを図っていますが、指導水準を平準化するため、地区単位で連絡会議を開催することとしました。

県土整備部  
三重県住宅  
供給公社

(4) 住民アンケートについて【意見】

県営住宅では、各団地の住民にアンケートをとり満足度等を調査すると共に、修繕等の必要性について検討し対応するなど、経営に役立てている。  
平成20年度の満足度調査において、「住みやすさ」の満足度では全団地の合計では66.5%が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と評価しており、全体的な満足度は低いものではない。ただし、全65団地はそれぞれ立地も設立年月も異なる多様な団地であり、施設別に見ると満足度にバラツキがある。一番評価の高い団地では93.9%の満足度であるのに対し、一番低い団地では29.2%の満足度となっている。

アンケート結果は、これまで全団地の合計で集計・分析していましたが、今後には団地ごとに集計・分析する方法に変更し、団地別の状況を把握することにより、指定管理者とともに団地住民の満足度向上につなげていくこととしました。

県土整備部  
三重県住宅  
供給公社

# 道路整備方針について

## 1. 「新道路整備戦略」を「道路整備方針」に見直す必要性

### (1) 課題

①新設・拡幅のみでは  
県民ニーズに応えられない

【現状】

- ・年々減少する道路予算
- ・事業実施箇所数の減少



【このままいくと】

- ・事業実施箇所数のさらなる減少
- ・完成の大幅な遅れ
- ・新規着手が困難

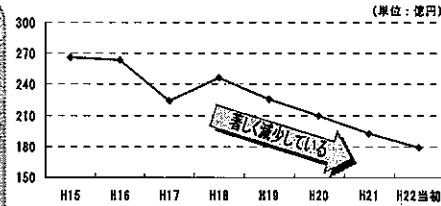


図-1 現行戦略における道路予算の推移

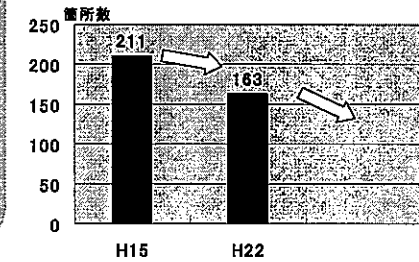


図-2 現行戦略の事業実施箇所数の推移

・道路施設の高齢化



道路予算における更新  
修繕予算の増大により  
道路改良予算がさらに  
減少する

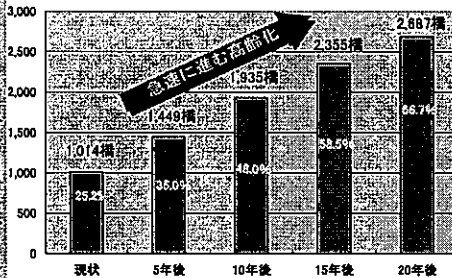


図-3 高齢化(50年以上経過)する道路橋梁数

②不透明な情勢の下、  
長期的な事業計画が示せない

- ・公共事業予算の削減
- ・個別補助金の一括交付金化



道路予算の規模が示せない

・直轄国道の県への移管の議論



県が管理する道路が増加する可  
能性がある

### (2) 見直しの目的

・県民ニーズへの的確な対応  
(新規着手箇所の確保、整備効果の早期発現)

・道路をとりまく  
情勢変化への対応



## 「道路整備方針」

柔軟な整備手法を加えた道路整備

短期的な事業計画を策定



## 2. 「新道路整備戦略」と「道路整備方針」の違い

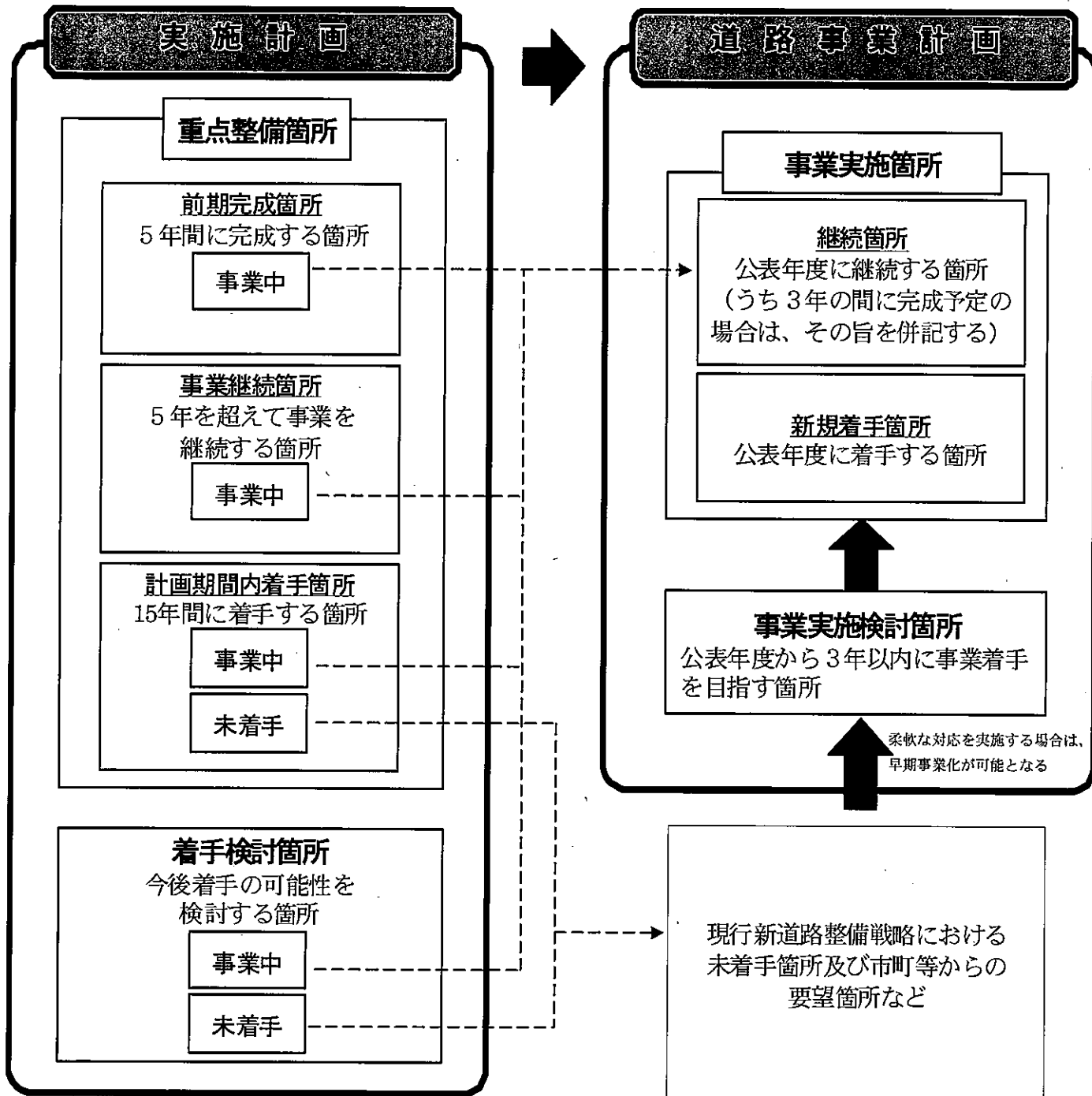
### 新道路整備戦略

整備手法	新設拡幅を対象とした 抜本的な改良
計画期間	15年間（5年後見直し）

### 道路整備方針

整備手法	抜本的な改良に加え柔軟な対応を 織り交せる
計画期間	3年間（毎年度更新）

### 公表箇所の対比



### 3. 今後の進め方

平成22年度

新たに作成する  
道路整備方針の考え方や概要の整理



平成23年度

県議会議員・市町長への意見聴取  
県民からの意見募集



「道路整備方針(案)」とりまとめ



公 表



審議会等の審議状況（平成22年11月25日～平成23年2月13日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県港湾審議会
2 開催年月日	平成22年12月17日
3 委員	会長 新井 洋一 委員 山田 猛敏、他10名
4 諮問事項	1 津松阪港港湾計画の軽易な変更について 大口地区の緑地を港湾関連用地に変更する。 2 鵜殿港臨港地区の指定について 港湾の管理、運営を円滑に行うため、臨港地区の指定及び変更を行う。
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	次回開催日： 未定 答申時期： 同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第5回）
2 開催年月日	平成22年12月20日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 大森 達也 委員 岩田 俊二、他3名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について 県事業7事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○道路事業 一般国道368号仁柿峠バイパス 一般国道422号三田坂バイパス 一般国道422号八知山拡幅 2 公共事業事後評価実施事業 ○街路事業 環状1号線（垂坂工区） ○道路事業 一般国道260号下津浦拡幅 ○海岸環境整備事業 道瀬地区海岸 阿津里浜地区海岸
5 調査審議結果	1 全事業の事業継続について了承された。 2 全事業の事後評価の妥当性について了承された。
6 備考	次回開催日： 平成23年2月7日 答申時期： 同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第6回）
2 開催年月日	平成23年2月7日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 大森 達也 委員 岩田 俊二、他6名
4 諮問事項	三重県公共事業評価結果における事業方針について 平成22年度に行われた5回の委員会の答申を受け、事業方針等について報告した。 1 公共事業再評価 全ての再評価実施箇所について「継続」とすることとあわせて、再評価実施事業の事業方針を県から報告。 2 公共事業事後評価 今後計画する事業等に委員会意見を反映させるための方針を県から報告。
5 調査審議結果	県からの報告について、了承された。
6 備考	次回開催日： 未定

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会（第167回）
2 開催年月日	平成22年12月27日
3 委員	会長 藤田 素弘 委員 鶴田 利恵、他19名
4 諮問事項	1 紀伊長島都市計画道路の変更について 都市計画道路中3・5・3号賢島長島線及び7・6・1号長島港線を廃止する。
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	次回開催日： 平成23年3月17日 答申時期： 同日

1 審議会等の名称	三重県景観審議会（第4回）
2 開催年月日	平成23年1月20日
3 委員	会長 西村 幸夫 副会長 浅野 聡 委員 岩本 加奈子、他8名
4 諮問事項	1 公共事業等における良好な景観づくりの推進について 景観形成ガイドライン等について、審議が行われた。 ・三重県公共事業等景観形成ガイドライン ・三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集 ・三重県公共事業等景観検討システム
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	次回開催日： 未定 答申時期： 同日

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会（第35回）
2 開催年月日	平成23年2月2日
3 委員	会長 浅野 聡 委員 岡田 博明、他9名
4 諮問事項	1 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定について（県道浜島阿児線：志摩市）  2 三重県屋外広告物条例第8条第1項第5号の規定による屋外広告物沿道景観地区の指定及び第8条の2第1項の規定による掲出基準について（国道311号屋外広告物沿道景観地区）
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	次回開催日： 未定 答申時期： 同日